

第1回準特定地域帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

場所：平成26年2月20日（木） 14：00～15：30

時間：帯広運輸支局2階会議室

1. 開会、会長・座長選出、事務局長指名

【事務局】

十勝地区ハイヤー協会常務理事の塚本でございます。

只今より、仮称でございますが、第1回準特定地域帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を開催いたします

タクシー特措法の改正により、これまでの構成員から帯広運輸支局長を除き、代理出席も含めた9名で進めて参ります。

なお、構成員等の要綱変更につきましては、これからの、議事の中で承認をいただきたいと思っております。あらためまして会長、座長を選任してまいります。役員が選任され、議事進行の体制が整うまでの間、事務局において進行させていただきます。

また、オブザーバーの方の発言につきましては、引き続きご遠慮いただきますようお願いいたします。それではまず仮称となっております協議会の名称につきまして、資料のタイトルにもありますとおり、「第1回準特定地域帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会」としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

異議なし

それでは、「第1回準特定地域帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会」を進めてまいります。次に議題の2.（1） 会長選出については、国土交通省から会長は学識者が望ましいとの助言をいただいておりますが、当協議会では現在の構成員に大学の教授等が参加されていないため、次回までに交通関係に詳しい大学の教授等に構成員への加入をお願いすることとし、それまでは暫定的に十勝地区ハイヤー協会の北村会長に引き続きお願いしたいと思っておりますが、委員のみなさま如何でしょうか。

異議なし

承認いただきありがとうございました。

次に議題の2.（2） 会長挨拶について 北村会長 よろしく願いいたします。

【北村会長】

事務局から説明がありましたように、会長については有識者が望ましいとなっておりますので、検討した結果、北見工大に交通に詳しい先生がいるので依頼をしましたが、ご多忙のため、今回の協議会については私が帯広運輸支局から引き継ぐ形を取ることとしました。また、事務局についてはハイヤー協会の塚本常務をお願いしたいと考えておりますが、みなさまよろしいでしょうか。

異議なし

ありがとうございました。それでは、事務局よろしく願います。

【事務局】

つづきまして議題の２．（３）の座長選出です。座長につきましては、会長が暫定的ということもあり、会長に兼務をお願いしたいと思いますが、委員のみなさま如何でしょうか。

異議なし

議題の２．（４）事務局長指名 につきましては、設置要綱に基づき会長が指名することとなっております。さきほど、会長より指名のありました、十勝地区ハイヤー協会の塚本がつとめさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

【事務局】

続きまして、議題の２．（５） 議事 に入ります。

ここからは、北村会長に進行をお願いいたします。北村会長、よろしくお願いいたします。

【北村会長】

協議会設置要綱の改正について、事務局からお願いします。

【事務局】

本件について、これまでの協議会からの変更となる関係上、運輸支局から説明をいただくこととしております。よろしくお願いいたします。

【運輸支局】

・設置要綱（改定・新協議会版）の説明

内容としましては、先ほどお話しさせていただきました法律改正に合わせたものとなっております。

「準特定地域」という言葉になっているということ、構成員から帯広運輸支局長が抜けていること、構成員の標記の仕方が若干変わっていること、書面協議を明記していることなどとなっております。

なお、先ほど事務局からもお話がありましたが、当協議会にはこれまで大学の教授等が構成員に入っておりませんでした。国土交通省としては、会長には中立的な立場の学識経験者等が就くことが望ましいと考えており、今回改定の要綱に明記させていただいたところです。

また、第５条の任期について平成２７年１月２６日としています。法改正から１年としているのですが、毎年２月頃に協議会を開催していることから、１年としておけば問題ないとの判断であります。もし問題等ありましたら任期の部分は変更していただければ結構です。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

【北村会長】

只今、事務局より説明のありました協議会設置要綱の改正について、ご意見はございませんか。

意見・質問等なし

それでは次に②消費税改定に伴う公定幅運賃について、事務局よりお願いします。

【事務局】

公定幅運賃制度の導入と言うことで、協議会として意見を提出する上での理解度を深めるため、運輸支局から説明をいただくこととしております。よろしくお願いたします。

【運輸支局】

先月27日に施行となった改正タクシー特措法による新たな運賃制度である公定幅運賃と4月1日に実施される消費税率引き上げに伴う公定幅運賃の幅の範囲について説明いたします。

公定幅運賃は、「公定幅運賃の範囲について」という資料にあるとおり、国は特定地域等に指定した場合、協議会の意見を聞いて公定幅運賃を指定することになります。その範囲の基準は現在の自動認可運賃と同様です。また、公定幅運賃内の届出は従来の認可制から事前届出制となっておりますが、公定幅運賃の幅から外れた運賃は変更命令の対象となります。

公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃ですが、1. タクシーの運賃(距離制運賃・時間制運賃)、2. 2時間以上の契約や専属契約で運行するハイヤー以外の運賃、3. 原価計算対象事業者の総利用者数の2分の1以上の利用者が対象となる割引を含む基本運賃、4. 施設から他の施設又は一定のエリア内への定額運賃となっております。

運賃変更命令の対象となるものですが、具体的には、(1) タクシーの基本運賃で公示した公定幅運賃外のもの、(2) 都市型以外のハイヤー運賃でタクシー運賃の下限運賃を下回る運賃、(3) 原価計算対象事業者の総利用者数の2分の1以上の利用者が対象となる割引を含む基本運賃で、割引くことで公定幅運賃の下限運賃を下回ってしまうもの、(4) 施設及びエリアに係る定額運賃で、公定幅運賃の範囲内で届け出られた運賃の額によらないものとなっております。

運賃変更命令の発令手順を資料に載せておりますが、しかるべき指導と勧告をしたうえで、それでも範囲内への届出がなければ運賃変更命令・行政処分を発動することとなります。

今回、帯広交通圏の準特定地域指定に伴う公定幅運賃の幅の指定ということだけであれば、現在使用されている自動認可運賃がそのまま公定幅運賃となるのですが、4月1日に実施される消費税の率引き上げがある関係上、現行の自動認可運賃に消費税増税分(増収率2.86%)を転嫁することとなります。

転嫁方法は現在の運賃額に直接転嫁する金額方式を基本としていますが、地域の意見があれば、初乗運賃額は変えずに、初乗距離を短縮する距離方式も認めるとしており、この協議会でどちらか一方を選択することとなります。なお、資料には金額方式による小型車のイメージを載せております。

次に消費税転嫁による運賃の算出方法を載せております。初乗運賃と時間制運賃は消費税増税分(2.86%)を単純に転嫁し、10円未満の端数を四捨五入処理した額を改定初乗運賃額とし、改定による増収が事業収入全体で税率引き上げの範囲内となるよう改定加算距離を調整することを基本とし、これにより公定幅運賃を設定します。

最後になりますが、当協議会では、消費税転嫁における金額方式と距離方式のどちらにするか意見をいただき、また、現在設定されている距離制運賃の加算短縮することや初乗り短縮は、自動認可運賃の制度上では事業者の判断で設定できましたが、公定幅運賃では基本的には設定できません。これらをどうしても設定したいと

いう場合にあっては、協議会意見として要望してもらうことは可能です。

なお、公定幅運賃の公示は、運賃の適用地域ごとに行うため、当協議会の意見がそのまま北海道C地区の公定幅運賃になるとは限りません。他の北海道C地区適用地域の意見も踏まえて決められることとなります。

以上で説明を終わります。

【北村会長】

消費税分をどのように運賃に加算してお客様からいただくのかを選択するのですが、適正な額に設定すれば消費税分を回収できるが、それ以下にした場合は事業者の持ち出しになります。事業者としては回収しなければやっていけないというのが事業者の本音ではないでしょうか。

皆様方から何か意見はないでしょうか。

【柴田委員】

乗務員の立場からお話しさせていただきます。消費税を上げないでいると全部乗務員の給与に返ってくることとなります。そういう意味でいくと上限運賃にしてほしいというのが乗務員の考えです。

【北村会長】

もっともな意見だと思います。他に何かありますか。

【松倉委員】

お客様を混乱させないためには、運賃が高くなったとイメージを持たれてしまうかもしれないが、金額方式の単純転嫁が望ましいのではないかと思います。

多種多様な運賃となっているが、今回の法改正で幅はあるものの足並みが揃うのであれば心強く感じる。ただ割引制度などもあり思い通りにいかないこともあるかもしれない。

我々としては便乗値上げも踏まえて、利用者に混乱を招かない運賃設定を考えていかなければならないと考えるが、悩ましいところであり慎重に考えたい。

【奥委員】

これ以外の会議で事業者の意見を聞く機会があり、その中での一つの話題として公定幅運賃についても上がった。金額方式という意見が多かったが、その主たる理由が距離方式だと運賃の見目は今までと変わらないが、実際に乗車して運賃を支払いしていただくときに今までよりも高くなる。お客様には不明確で馴染まないという意見が出ております。また、近距離のお客様で初乗運賃での運行が多くなる場合には、消費税分が転嫁されていない部分もあるということで、大半の事業者は金額方式を選択しているようです。参考意見として聞いていただければと思います。

【北村会長】

ありがとうございました。それでは大西委員は何か意見はありますか。

【大西委員】

お伺いしたいのですが、距離方式で行くと近距離のお客様であれば消費税が転嫁されない現行

の運賃で利用できるメリットとあり、消費税が転嫁された・されないの違いが生じる可能性がある。距離方式を取ろうとする事業者も少なからずいるようだが、そのメリットはあるのでしょうか。

2つめが、今まで払っていた運賃に消費税分を転嫁するという考えだと思うが、加算運賃の場合は違う視点があるのでしょうか。

3つめは、消費者としては今まで同じ運賃で利用していたのに、会社ごとで異なるのは困るが、1つの方式にエリアとしてまとめなければいけないのでしょうか。

【奥委員】

燃料費等の負担が増えている中で、更に消費増税がなされるなどの問題点もあって、金額方式を選択する事業者が多いのではないかと考えます。

【北村会長】

今の補足でよろしいでしょうか。それでは徳本委員何かあればお願いします。

【徳本委員】

友人のタクシー運転手の話を聞くと、タクシーをよく利用する人というのはどこのタクシー会社が安いか知っているそうです。そういうお客様がいる中で、電話したときにすぐに来てくれるとか、いつも依頼していて安心して乗れるというところでお客様を確保すると話しをしていました。利用者にとってはタクシーがつかまりにくい状況というのが苦痛だと考える。都市部ではタクシーをつかまえるのに苦労をすることがあるが、十勝地区であればさほどタクシーをつかまえるのに苦労はしないのではないのでしょうか。そういうことを考えれば、利用者側からみれば運賃をそこまで気にしていない人が多いのではないかと考えます。

話しはそれてしまいますが、大都市圏では若手の人材確保に苦労している。更にこれから少子化の影響を受けて深刻化すると考える。人手不足になれば条件が良くなり、帯広などの若手が都市部に持って行かれるため、逆に地方都市では若手や主婦層の人材確保をしていかなければならない。プラスのスパイラルになっていくためには、今回の消費税も賃金に反映して会社として力を蓄えて、魅力的な職場・魅力的な条件がなければ、いいスパイラルになっていかないのではないのでしょうか。

【北村会長】

幅広い観点からの意見ありがとうございました。それでは金森委員何かあればお願いします。

【金森委員】

公共交通機関として市民に混乱を与えずに理解してもらう必要があると考える。30日前に公表するとはどのように行うのでしょうか。

【運輸支局】

今の自動認可運賃も帯広市の場合であれば北海道C地区ということで公示されております。それと同様に消費税を転嫁した公定幅運として公示することになります。転嫁の方法が金額方式か

距離方式のどちらかの形で消費税増税の1ヶ月前に公示します。その公示された幅運賃のいずれかに届出していただくことになります。その幅におさまらない運賃の届出がなされてもそれは認められません。金額方式が良いのか距離方式が良いのかは地域で議論をしていただく必要があります。ただ、北海道C地区というのは帯広以外にもあるので、そちらの意見も踏まえた上で北海道C地区の公定幅運賃が公示されることになる。幅の中であれば選択はできるので、各社1つにまとめなければいけないということではありません。

【金森委員】

市民の方に混乱のないようにしていただくのが望ましい。

【北村会長】

メーター器で従来の運賃と消費税転嫁分がわかるようにするのがわかりやすいが、そういうメーター器は高額である。

【松倉委員】

メーター器の交換をするのにもお金がかかる。それを踏まえても消費者からみると便乗値上げと捉えられるかもしれない。今も市内バラバラの運賃であるので、消費税が上がったからといって混乱を招くわけではないと考える。それをまとめようとなっていることに我々は心強く思っています。

個人事業者の立場からすると、便乗値上げという問題が出てくる。それを消費者の方に理解してもらおうのは大変ではないかと考えています。

【北村会長】

周知については4月1日前に新聞等の力を借りていかなければならない。

【松倉委員】

金額の単純転嫁であれば消費者の方としても混乱はないのではないかと。

【大西委員】

消費者の方も初乗り運賃が今はいくらで、消費税が転嫁されて値上がりとなっても、そこは理解してくれるのではないかと。距離の加算部分は理解しにくいところもあるので、そこが各社バラバラだと混乱する可能性があるため、できれば同じような考えで進めてもらった方が望ましい。

【奥委員】

1. 4kmでいくらという形の方がお客様としてもわかりやすいのではないかと。

【大西委員】

資料にシミュレーションがあるが、どれくらいの運賃であればコストが回収できるのかよく検討されている。あとは業界で話し合っただけで検討されればよいのではないかと。ただ、消費税が転嫁されるのはお客様も理解はしているが、メーターが頻繁に上がるなど不安感を与えないようにしてもら

いたい。

【北村会長】

それでは最後にタクシーとお客様の関係を見ていると思われる栗山委員から、我々のタクシー運賃について何か意見があればお願いします。

【栗山委員】

金額方式の方がわかりやすく、利用者にも説明すれば理解してもらえらると思う。一方距離方式だと乗ったときは今までと変わらないが、実際に乗車してみると普段より高くなっていることに気づいて、トラブルに繋がるのではないか。

【北村会長】

他に何か意見があればお願いします。

【松田委員（代理）】

多数決になってしまうのか。

【運輸支局】

協議会としての意見をまとめていただければ、少数意見も意見の一部として上げていただくのは構わない。

【栗本委員】

消費者の混乱を避けるには、とりあえず金額方式で乗り切って、その後の協議会で議論を重ねていけばいいのではないか。

【運輸支局】

公示した公定幅運賃は、（3月1日）金額方式又は距離方式で公示することになり、あとから変更することはできなくなります。また、繰り返しになりますが、帯広の協議会が距離方式となっても他の地区との兼ね合いで金額方式となることもあります。

公示した運賃の幅の中で判断していただくことになりますが、先ほどの協議の中で出ていた事業者が話し合っ決めてというのは独占禁止法に触れてしまいます。

【松倉委員】

金額方式と距離方式のどちらかしか公示されないのでしょうか。私としては両方公示されるのが望ましい。それは難しいかもしれませんが、意見として上げていただきたい。

【運輸支局】

両方公示してしまうと、余計に混乱を招いてしまうと思います。ただ、そういう意見もありましたという意味で上げるのは構わないと思います。

【北村会長】

少数意見として併記することでどうでしょうか。

【大西委員】

運賃が上がらないのが一番良いが、運賃が上がることで、(金額方式と距離方式の) どちらでも問題が生じるので、わかりやすい形の方が混乱は少ないのではないのでしょうか。

【柴田委員】

乗務員の立場としてはわかりやすい方が助かります。

【北村会長】

意見としては金額方式の方が圧倒的に多かったが、距離方式も選択肢として残すという内容も少数意見としてあったということで進めてよろしいでしょうか。

異議なし

それでは、今回の意見をまとめて運輸局に提出することにしたい。

最後にその他として何かあればお願いします。

【大西委員】

各事業者が色々な割引制度等を設定しているが、これを機に見直しされるのでしょうか。

【北村会長】

おそらく今までやっている割引については、引き続き適用されるのではないか。

【運輸支局】

補足しますと、大半の方が割引対象となり、割引することにより公定幅の範囲内に収まらないものについては認められません。

【北村会長】

消費税が転嫁され運賃が上がることに納得しないお客様もいるかもしれない。運賃改定があったときには新聞紙面には掲載されていたが、新聞広告にまでは掲載していなかったので、サービスの一環として行うことも良いのかと考えます。

他に何か意見ありませんか。

意見・質問等なし

【事務局】

北村会長におかれましては、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、貴重な意見をいただき、誠にありがとうございました。引き続き皆様のご支援、ご協力方、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回準特定地域帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。